

東京都における 新型コロナウイルスに感染した 透析患者の診療体制確保について



5類移行後のCOVID-19透析患者への医療提供体制

5類移行後、
R5.9.30まで

無症状・軽症 (80%)

中等症 I

中等症 II・重症

維持透析施設

自施設で抗原検査・PCR検査
無症状・軽症の透析患者
7日目まで外来で隔離透析

- ・ モルヌピラビル（ラゲブリオ）処方
- ・ 新型コロナ透析患者搬送（9/30まで）

中等症・重症
経過中の重症化

MISTで空床情報を把握
自施設で入院調整

感染透析患者
入院医療機関

自施設で入院調整困難事例
MISTに入力して保健所に連絡

保健所

※入院調整について
当該施設の区内や
2次医療圏から選択

高齢者等
医療支援型施設（赤羽）

東京都新型コロナ入院
調整本部（9/30まで）

- ・ 搬送サービスが利用できない
- ・ 入院医療機関からの下り搬送

コロナ陽性透析患者の初療判断目安

5類移行後、
R5.9.30まで

重症度 (診療の手引き)	酸素飽和度	療養先	その他
無症状*	≧96%	自宅(外来透析)	公共交通機関を含め、他の移動手段が確保できない場合には、透析患者搬送サービス(乗降介助なし、前日までに予約)が利用できる(令和5年9月30日まで)
軽症*		自宅(外来透析)	
		高齢者等医療支援型施設(赤羽)*	医療機関⇒必要な情報をMIST(入院調整依頼フォーム)に入力し、保健所を通じて入院調整本部へ依頼 ※乗降に介助が必要なため搬送サービスの利用が難しい患者等が入所対象 (無症状者は普段通りかかりつけ医療機関に通院)
中等症Ⅰ	93<SpO2<96%	入院	①医療機関間での調整 ②医療機関⇒必要な情報をMIST(入院調整依頼フォーム)に入力し、保健所を通じて入院調整本部へ依頼 ※令和5年10月1日以降は①のみ
中等症Ⅱ	≦93%	入院	
重症		入院	

* 透析以外にコントロール不良な重症化リスクがある場合は入院調整も検討

高齢者等医療支援型施設(赤羽)

- 人工透析、中期滞在を可能とする高齢者等医療支援型施設
- 高齢者施設等の入所者で新型コロナウイルスに感染した方、入院加療後、症状は安定しているが退院基準を満たしていない高齢者(下り)を中心に受入れ
- ベッド数: 最大95床※(うち人工透析用10床)
- 令和4年1月20日受入開始※
- 透析実施日: 火・木・土・日曜日



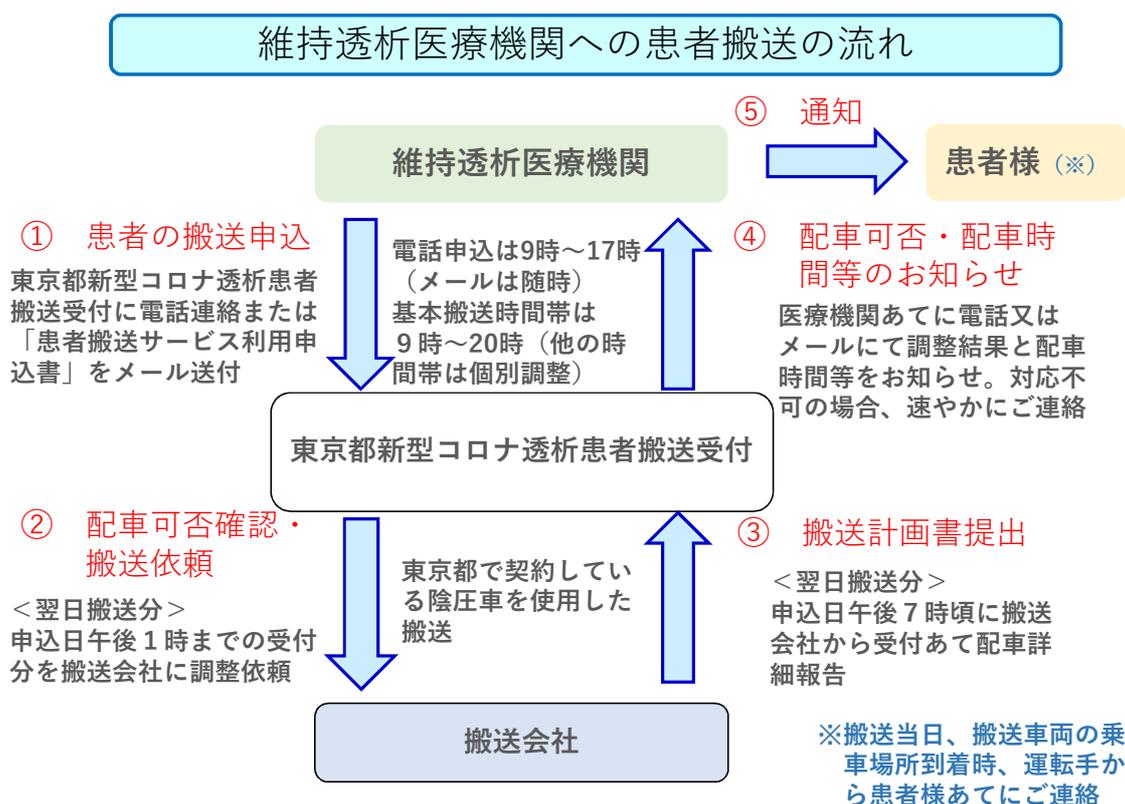
※R4.1.20~5.8は酸素・医療提供ステーション(病床数137床)
R4.5.9~現在は高齢者等医療支援型施設(病床数95床)として運営

搬送

令和5年9月30日で終了

- 令和3年2月5日（土）より、東京都新型コロナ透析搬送受付を開設
- 陰圧タクシーにて、患者さんのご自宅と医療機関間を送迎
- コロナ陽性透析患者の外来透析を実施する医療機関からの申込みを受付
- 基本搬送時間は、9時～20時（土日祝日も運営）
- 対応時間外の搬送、当日中の調整依頼、乗降に介助が必要な患者さんの搬送※は、患者所在地保健所に相談

※ 乗降に介助を要する患者であっても、家族等が同乗し介助することにより乗降できる場合は利用可

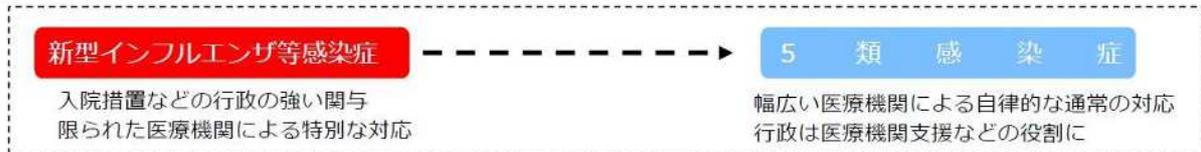


新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ポイント）

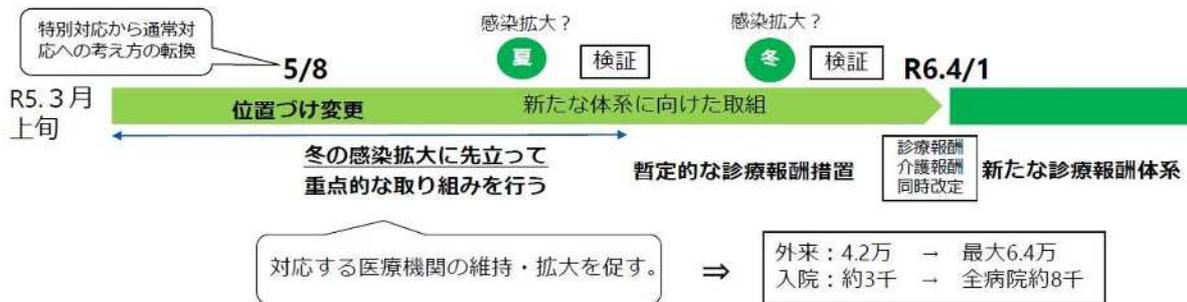
参考資料

※ 本資料は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）について、補足資料も加えつつポイントをまとめたものである。

○新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に



医療提供体制 幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行



入院・外来の医療費 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続

2023.3.10 厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」別紙2より

入院調整について

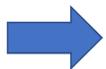
■東京都コロナ入院調整本部による入院調整について、特別に配慮が必要な患者（透析患者、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方）への重点化を進めながら、幅広い医療機関が新型コロナ感染症の入院患者の受入れを行い、※個々の医療機関間で入院調整を行う体制に段階的に移行する。

※個々の医療機関間で入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療報酬提供料（I）を算定する場合、救急医療管理加算1（950点）を算定できる。



東京都における新型コロナウイルスに感染した透析患者 (コロナ陽性透析患者)への医療体制

- 2023年5月1日付け:都内透析医療機関(病院、診療所)管理者宛て
新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う透析患者の対応について(通知)
 - 5類感染症移行後、都における入院調整・透析患者搬送サービスが終了する令和5年9月30日までの期間を、移行期間と設定
 - 移行期間においては、10月以降に医療機関間での入院調整等の対応ができるよう、準備のための期間とし、以下のとおり対応すること
 - ◆ 移行期間においては、「災害時における透析医療活動マニュアル」を参考に、同一区市町村内、二次保健医療圏内を優先に入院調整を行うこと
 - ◆ 地域における入院調整が困難であり、広域調整が必要な場合に、入院調整本部への調整を依頼すること



令和5年9月30日をもって入院調整・透析患者搬送サービスを終了以降は、通常の医療提供体制での対応に

コロナ陽性透析患者の初療判断目安

R5.10.1以降

重症度 (診療の手引き)	酸素飽和度	療養先	その他
無症状*	≧96%	自宅(外来透析)	公共交通機関等を利用
軽症*		自宅(外来透析)	※透析患者搬送サービスは令和5年9月30日で終了
		高齢者等医療支援型施設(赤羽)*	医療機関⇒必要な情報をMIST(入所調整依頼フォーム)に入力し、直接施設へ依頼 ※乗降に介助が必要なため公共交通機関等の利用が難しい患者等が入所対象 (無症状者は普段通りかかりつけ医療機関に通院)
中等症Ⅰ	93<SpO2<96%	入院	医療機関間での調整 ※都の入院調整本部は令和5年9月30日で終了
中等症Ⅱ	≧93%	入院	
重症		入院	

* 透析以外にコントロール不良な重症化リスクがある場合は入院も検討

新型コロナウイルスに感染した透析患者(コロナ陽性透析患者)の 今後の医療提供体制に向けて

- 重症度に応じた透析医療の提供
- 東京都新型コロナ入院調整ポータルや災害時透析医療ネットワークを活用し、**地域の医療連携による入院医療の提供・入院調整**
- **新型コロナウイルス感染症への対応経験を、災害対策にも活かしていく**